

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2009年7月号

麦秋という言葉があります。

博多の町中育ちの私には実感がありませんでしたが、この前、麦の穂の実る、ふかふかと心地よさそうな金色の畑が続く風景を見て、7月は麦秋、というのを感じました。



7月号目次

☆ 私の履歴

☆ 高齢社会白書



☆保険&年金基礎知識～私の履歴～

社会保険庁の HP<http://www.sia.go.jp/>

に、「私の履歴整理表」がありました。単身者用、ご夫婦用とあります。

左欄には年号、順にその年代は何をしていたか、学生、会社員であった場合は会社名、場所等を記載出来るようになっています。

年代ごとに自分の履歴を作っていくことで、空白期間の記憶が戻って年金記録との照合がやり易くなるように作成されています。

右欄には、年金制度の重要事項が書いてあります。

で、この年金制度の重要事項で昭和 45 年から昭和 53 年まで「国民年金の特例納付」が 3 回にわたり、行われています。

「国民年金の特例納付」についてご説明しましょう。

現在でも、保険料は 2 年を過ぎると時効で、それ以上遡って納付することが出来ませんよね。そのため、滞納をしていた期間が未納となり、受給資格期間を満たすことが出来ない、結果として「無年金」となるというケースがあります。

この事態を防ぐために、行われたのが、「国民年金の特例納付」で、2 年の時効を超えた未納期間に保険料を納付することが出来るというのがこの制度でした。

1 回目は、昭和 45 年 7 月から昭和 47 年 6 月実施、

2 回目は昭和 49 年 1 月から昭和 50 年 12 月まで、

最後の特例納付は、昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月まで、

各々 2 年間実施されました。

納付する保険料月額が 1 回目 420 円、2 回目 900 円、最後が月額 4000 円に、未納月

数をかけて納付すれば、未納期間を解消することが出来、年金を受け取る権利に結びつけたということです。

総務省の年金記録確認第三者委員会の調査結果がネットで公表されていますが、納付特例で納付したはその記録が無いという申立てが多く報告されています。

調査結果で、納付が認められたケースと認められなかったケースの事案を見ていますと、その後の納付状況等総合的に判断された結果のようですが、一番確かなのは、受理印の押印された納付書を保存して置くに限るなと思います。

これ以上の証拠はありませんものね。

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。
機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

☆高齢社会白書

5月29日に閣議決定された2009年度版「高齢社会白書」では、2008年10月1日現在の日本の人口は1億2769万人で、前年度比8万人減となりました。

しかし、75歳以上の高齢者人口は初めて10%を超える結果となりました。総人口は減少するなか高齢化は進み2055年には国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢化社会が到来すると推計されています。

高齢者世帯年間所得は、306万円。全世帯平均が566万円ですから、暮らし向きを「苦しい」と感じている割合は26.4%、「ゆとりがある」と感じている者の割合8.5%と比べて、「苦しい」と感じている方が多いのも頷けます。

就労状況も64歳までで73%、65～69歳までで50%と多くの方が就業していらっしゃいます。年金だけで生活をするのがいかに苦しいことか、数字が如実に物語っています。

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

西尾 雅枝

